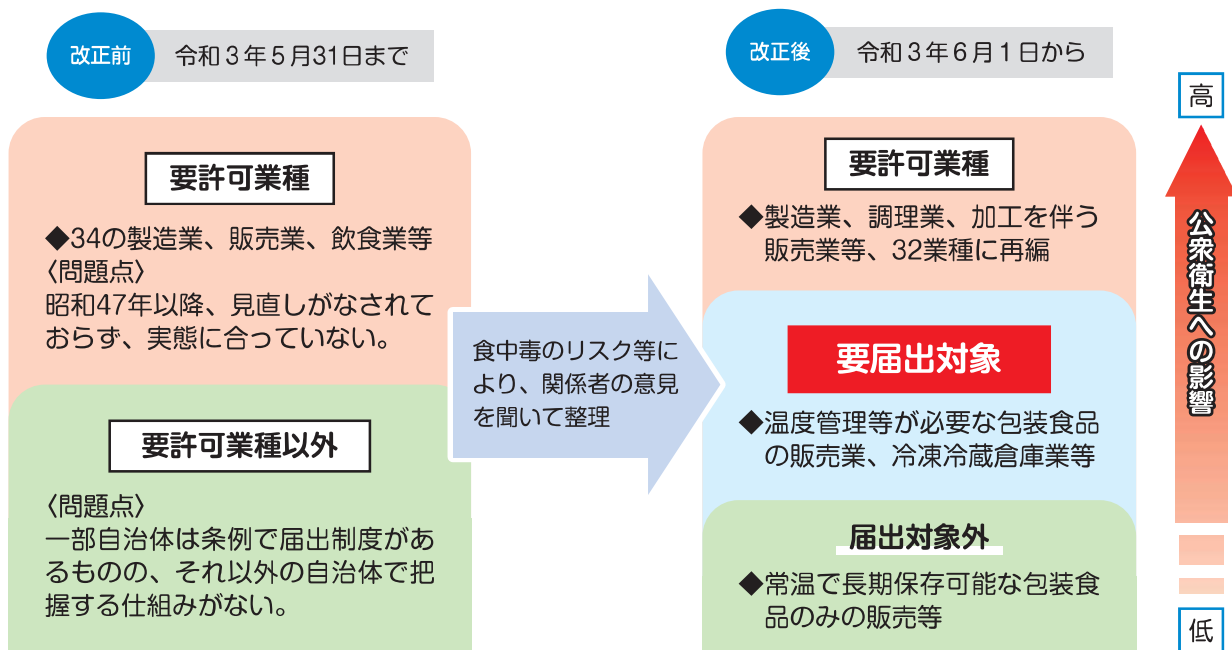


営業届出制度が 創設されました!

食品衛生法の改正により、令和3年6月1日から保健所への
新たな届出が必要となりました。



営業届出制度のポイント

- ・旧許可業種から届出業種になる食品等事業者は、届出は不要です。
- ・営業施設の基準はありません。
- ・届出に手数料はかかりません。
- ・有効期限がないため、更新手続きはありませんが、届出事項に変更があった場合や廃業した場合は届出が必要です。
- ・食品衛生責任者の設置が必要です。(器具・容器包装の製造・加工業を除く。)
- ・HACCPに沿った衛生管理が必要です。(器具・容器包装の製造・加工業を除く。)

届出の時期

- ・令和3年5月31日以前から営業等している場合は令和3年11月30日までに届出をしてください。
- ・令和3年6月1日以降に営業等をはじめの場合は開始前に届出をしてください。

届出が必要な対象

「許可業種（32業種）」と「届出が不要な業種・対象」以外のすべての営業等が届出の対象です。具体的には以下のとおりです。

区分	No	業種
旧許可業種の営業	1	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）
	2	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）
	3	乳類販売業
	4	氷雪販売業
	5	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）
販売業	6	弁当販売業
	7	野菜果物販売業（例：青果店）
	8	米穀類販売業（例：米屋）
	9	通信販売・訪問販売による販売業
	10	コンビニエンスストア
	11	百貨店、総合スーパー
	12	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機を除く自動洗浄・屋内設置のもの）
	13	その他の食料・飲料販売業
製造・加工業	14	添加物製造・加工業（食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く）
	15	いわゆる健康食品の製造・加工業
	16	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く）
	17	農産保存食料品製造・加工業
	18	調味料製造・加工業
	19	糖類製造・加工業
	20	精穀・製粉業
	21	製茶業
	22	海藻製造・加工業
	23	卵選別包装業
24	その他の食料品製造・加工業	
上記以外のもの	25	行商
	26	集団給食施設（1回20食程度未満または委託給食の場合を除く）
	27	合成樹脂製の器具・容器包装の製造・加工業
	28	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの
	29	その他（例：食品の冷凍・冷蔵倉庫業）



届出が不要な業種（公衆衛生に与える影響が少ない営業）

- ①食品（添加物を含む）の輸入業
- ②食品（添加物を含む）の貯蔵または運搬業（冷凍・冷蔵倉庫業を除く）
- ③常温で長期保存可能な包装食品の販売業（例：カップラーメン、ペットボトル入り飲料）
- ④合成樹脂以外の器具または容器包装の製造業
- ⑤器具または容器包装の輸入または販売業

その他、届出不要の対象

- ①1回の提供食数が20食程度未満の集団給食施設
- ②農業及び水産業における食品の採取業



届出の内容

食品等事業者の氏名（法人の場合はその名称、代表者名及び法人番号）、施設の名称、施設の所在地、営業の形態、主として取扱う食品等に関する情報、食品衛生責任者の氏名 等

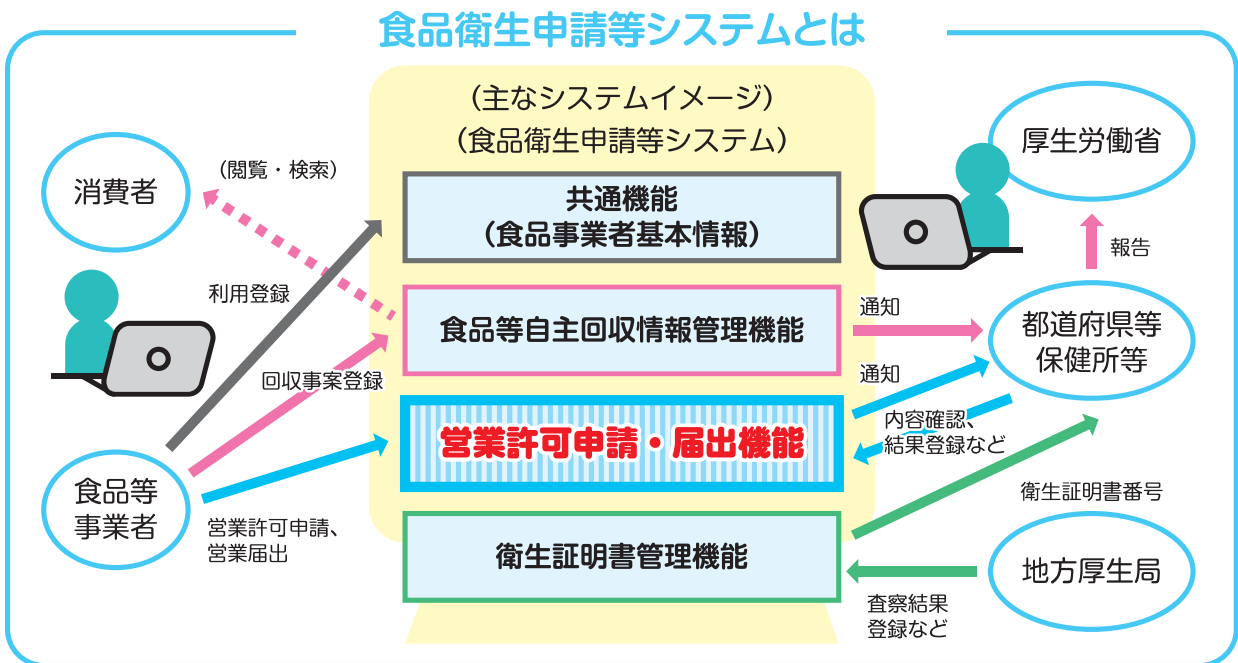
届出の方法

下記のインターネットによる届出をお願いします。
インターネットが利用できない方は、保健所までご相談ください。

インターネットによる届出方法

令和2年7月20日から国（厚生労働省）の「食品衛生申請等システム」の運用が開始されました。これにより、インターネットを通じて届出ができます。

食品衛生申請等システムURL <https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



《届出の流れ》

食品等事業者のユーザー登録

営業の新規届出入力

※以後、届出事項に変更があった場合や廃業した場合は、その届出をしてください。

具体的な登録（届出）方法については、厚生労働省のホームページで「食品衛生申請等システム システム利用マニュアル」が公開されています。

厚生労働省 食品衛生申請等システム



※食品衛生申請等システムに関する問い合わせができるヘルプデスク

☆令和5年4月10日より変更されました。

TEL : 080-4953-0566

Mail : TDEN-fas-helpdesk@ml.toshiba.co.jp

食品衛生責任者の設置

- ・食品衛生責任者とは、施設の衛生管理に当たって中心的な役割を担う方です。
- ・次のいずれかに該当すれば、食品衛生責任者になることができます。
 - ①調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士
 - ②と畜場法に規定する衛生管理責任者または作業衛生責任者
 - ③食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する食鳥処理衛生管理者
 - ④食品衛生監視員または食品衛生管理者の資格要件を満たす者
 - ⑤都道府県知事等が行う講習会または都道府県知事等が適正と認める講習会※を受講した者
- ・資格要件を満たす者が不在の場合でも届出は可能ですが、食品衛生責任者となる予定の者が資格要件を満たすように速やかに対応してください。

※都道府県知事等が適正と認める講習会として、浜松市では食品衛生協会が食品衛生責任者養成講習会（有料）を開催しています。詳細については、下記の各受付窓口までお問い合わせください。

受付窓口	所在地	TEL	管轄区域
浜松市食品衛生協会	浜松市中区鴨江2-11-2	053-453-6157	浜松市内下記地区以外
浜北食品衛生協会	浜松市浜北区貴布祢3000	053-587-6080	浜北区
引佐食品衛生協会	浜松市北区三ヶ日町三ヶ日500-1	053-524-3188	引佐、細江、三ヶ日地区
北遠食品衛生協会	浜松市天竜区二俣町二俣425-5	053-925-8537	天竜区

HACCPに沿った衛生管理

- ・HACCPとは、原料の入荷から製造、製品の出荷までの一連の工程において、食中毒等の健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的根拠に基づいて管理する方法です。
- ・食品取扱従事者の数が50人未満の場合は「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を、50人以上の場合は「HACCPに基づく衛生管理」を実施することが求められます。
- ・「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」については、各業界団体が作成した手引書が厚生労働省のホームページに掲載されています。

厚生労働省 HACCP 手引書



発行：令和3年3月

浜松市保健所 ●生活衛生課 TEL：053-453-6114 ●浜北支所 TEL：053-585-1398